

令和3年度

教育行政執行方針

岩内町教育委員会

はじめに	1
I. 子育て支援について	2
II. 学校教育について	3
III. 生涯学習について	9
むすび	11

はじめに

令和3年第1回岩内町議会定例会の開会にあたり、令和3年度教育行政執行方針を申し上げます。

近年の少子高齢化や人口減少、人工知能、I o T等の先端技術の高度化、グローバル化の進展は、教育をはじめとする様々な分野に大きな影響を及ぼしております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、私たちの行動、意識、価値観にまで波及し、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難な時代となっております。

このように急激に変化する時代の中で、未来の^{つく}創り手となる子どもたちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、豊かな人生を切り拓く資質・能力を育成することや、生き甲斐を感じることのできる^{ほうせつてき}包摂的な社会を目指す、新しい時代の生涯学習や社会教育の在り方が求められております。

教育委員会といたしましては、関係機関はもとより、学校・家庭・地域と、より一層連携を図り、教育環境の充実と向上に努め、教育行政の執行に全力で取り組んでまいります。

I. 子育て支援について

幼児期は、人格形成の基礎が^{つちか}培われる大切な時期であり、子どもが健やかに成長できる良質かつ適切な子育て支援が必要です。

昨年の機構改革により、子どもに関する施策の総合的な推進を図るため、子ども未来課において、保育所・地域子育て支援センター・幼稚園等と学校教育を所管することになったことから、さらなる子育て支援と子どもたちの健全育成に向け、安心して子育てができる環境づくりの充実を図ってまいります。

1. 保育と幼児教育の充実

令和2年度を初年度とする「岩内町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に基づき、関連部署と連携を図り、保育と幼児教育を推進します。

保育所の運営につきましては、子どもたちの健康や安全の確保を図り、毎日の生活や発達していく過程を見通した保育内容を実施するとともに、保育環境を整え生活の場としてふさわしい保育の提供と質の向上に努めてまいります。

また、家庭・地域との連携、幼保間や幼保小の連携・交流の深化・充実を図り、発達や学びの連続性を保つ連携を推進してまいります。

2. 地域子育て支援センターの運営

少子化や核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、子育てをする保護者の孤立化を防止し、不安や悩みを気軽に相談できるよう、育児相談や保護者間の交流、子育て情報の発信などの各種事業の充実に努めてまいります。

3. 放課後児童対策（学童保育所）の充実

学童保育所では、児童の放課後の安全確保と健全な育成を目的として、支援員の適正配置や環境整備などの充実に図り、安全・安心な事業運営を進めてまいります。

II. 学校教育について

社会がどのように変化しようとも、児童生徒が変化を前向きに受け止め、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、自ら考え、判断し、決定し、行動する「自律性」、そして、社会でしっかり生きていく「社会に適応する力」の育成に努めてまいります。

また、新学習指導要領においては、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められております。

教育委員会は、その実現に向け、変化する時代に対応できる力の育成、豊かな心と健やかな体の育成、地域とともにある学校づくりの推進に向けて取り組んでまいります。

1. 変化する時代に対応できる力の育成

小中一貫教育につきましては、小学校から中学校への連続した学びが確かなものとなるよう、小中学校9年間を通じた教育課程の編成と実施、乗り入れ指導の充実など、小中はもとより、中中、小小のつながりなど地域の実情に応じた小中一貫教育の導入に向けた取り組みを推進してまいります。

また、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「施設一体型義務教育学校」については、協議・検討を行ってまいります。

学力の育成につきましては、全国学力・学習状況調査における児童生徒の解答状況や、つまずきの分析を行い、成果と課題を明確にししながら、授業の創意工夫や家庭学習の定着、基本的な生活習慣の確立など、確かな学力の定着に努めてまいります。

学習活動につきましては、複数教員の配置による習熟度別少人数指導、小学校での基礎学力定着を図るための学習支援員の配置を継続するとともに、各校で行っている放課後学習や長期休業中の補習学習などをサポートしてまいります。

外国語教育につきましては、グローバル化に対応した人材の育成等を図るため、児童生徒の英語発音力、コミュニケーション能力及び国際理解力の向上のため、外国語指導助手を

配置するとともに、英語検定試験の受験料を助成し、受験機会の拡大と英語力及び学習意欲の向上を図ってまいります。

I C T教育につきましては、全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別な学びと協働的な学びを実現する教育環境の充実を図ってまいります。

特別支援教育の推進につきましては、相談支援体制などの調整を図る岩内町特別支援教育連携協議会を活用し、発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心として、関係機関と連携し、児童生徒の将来を見据えた支援に努めてまいります。

2. 豊かな心と健やかな体の育成

児童生徒が互いを尊重し、個性の伸長を図りながら、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育むとともに、学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることが重要であります。

このため、自他の持っている良さを大切にし、思いやりの心を育ていけるよう、道徳教育の充実を図るとともに、読書、ボランティア活動などあらゆる教育活動を通して、自立心や自律性、思いやりの心を^{つちか}培い、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進してまいります。

また、スマートフォン等によるトラブル防止に関する情報提供を行うとともに、家庭でのルールづくりや危機管理の徹底についての啓発活動を実施してまいります。

いじめの対応につきましては、児童生徒の小さなサインを見逃すことなく、未然防止と早期発見、早期対応への取り組みを推進するとともに、いじめを生まない校内体制の充実に努めてまいります。

不登校対策につきましては、岩内町立小中学校不登校対策連絡会を活用し、関係機関との連携を図りながら個々に応じた取り組みを推進するとともに、教育支援教室「つばさ教室」による集団生活への適応、基礎学力の補充、生活習慣の改善等を支援し、学校復帰に努めてまいります。

また、新たな不登校を生まないという視点に立ち、不登校の未然防止のため、不登校に至る要因等についての検証に取り組むとともに、あるべき支援体制について検討を進めてまいります。

さらに、学校生活や精神面の悩み・不安等を抱えている児童生徒や保護者に対応するとともに、教職員への助言、援助を行うスクールカウンセラーを継続して配置し、教育相談体制の充実に取り組んでまいります。

児童生徒の健やかな体を育成するためには、望ましい生活習慣を養い、体力・運動能力の向上を推進するとともに、心身の調和がとれた児童生徒の育成に努めることが重要であります。

そのため、学校給食につきましては、栄養教諭を中心とした指導体制のもと、衛生管理の徹底に努め、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、食を通して人間として生きる力を育む食育を推進し、家庭を

含め健康に対する意識の向上に努めてまいります。

安全教育につきましては、地震や火災、津波などの災害に迅速かつ的確に対処するため、各校で作成している危機管理マニュアルの点検及び徹底と、緊急時に適切な対応や行動をとることができるよう、実践的な避難訓練の実施に努めてまいります。

また、原子力防災につきましては、北海道が実施する原子力防災訓練などの訓練を通じ、防災対策への理解促進と意識の向上を図ってまいります。

通学路の安全確保につきましては、安全教育の徹底に努めるとともに、岩内町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全確保の充実を図り、安全・安心な教育環境づくりに努めてまいります。

3. 地域とともにある学校づくりの推進

児童生徒が自ら考え判断し、町の未来を担うたくましい人材を育成するためには、社会の変化に対応した教育環境の整備と学校・家庭・地域が一体となり、地域の声を生かした学校経営を進めることが重要であります。

そのため、学校に対する理解が深まるよう、地域公開参観日の開催、学校だよりによる教育活動の情報発信など、開かれた学校づくりの取り組みを推進するとともに、学校を核とした地域連携に取り組む「コミュニティ・スクール」の充実を図ってまいります。

学校経営につきましては、学校長がリーダーシップを十分に発揮できるよう支援するとともに、教職員につきましても、北海道教育委員会や後志教育研修センターなどの教育団体が開催する各種研修による資質能力の向上、服務規律の遵守や危機管理・感染症対策への対応など、保護者や地域から信頼されるよう取り組んでまいります。

また、学校における働き方改革につきましては、教員が健康でやりがいを持って働き、授業やその準備に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間を確保しつつ、教員の負担を減らすことが求められていることから、働き方改革に向けた取り組みを推進してまいります。

地域との連携につきましては、岩内町特別支援教育振興会及び町内関連団体の活動を引き続き支援してまいります。

また、幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、義務教育の基礎となることから、小学校、幼稚園、保育所との連携と接続を円滑にすることが重要であります。

そのため、岩内町幼保小連絡会が実施する就学に向けた研修会や情報交換会等の開催を支援してまいります。

就学援助扶助費につきましては、基準援助額の全額支給を継続し、これまでと同様に準要保護世帯の児童生徒の就学に対する経済的支援に努めてまいります。

学校施設につきましては、児童生徒が安全・安心な施設環境で快適に学ぶことができる学校づくりを推進するため、計画的な改修を進めてまいります。

Ⅲ. 生涯学習について

自主的で主体的な学びや町民相互の学習活動は、豊かな人間性を育み、地域力を高める大きな力となるものであります。

各世代の多様なニーズに応じた学習機会の提供や学習成果等が広く活かされる環境づくりに努めてまいります。

芸術・文化につきましては、豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の承継・創造に向けて取り組むとともに、スポーツにつきましては、地域でのスポーツ活動や健康づくりを推進してまいります。

1. 生涯学習の推進

家庭教育につきましては、人間形成の出発点である家庭の教育力を高めるために、学校や地域、関係団体と連携を図りながら、学習の機会及び情報の発信などの支援を行ってまいります。

特に、ブックスタート事業及び絵本館の運営を中心とした読書活動につきましては、親同士の情報交流の場としての役割も有しており、引き続き保健師との連携及びボランティア団体の協力のもと、乳幼児期における子育て教育の充実に努めてまいります。

未来の担い手である子どもたちが生涯学習の実践者として、自ら学び、健やかに成長し、家庭・地域のつながりを深めるため、異世代間による交流や地域資源を活用した「わいわい

ウィークエンド教室」の開催などを通じて、自然体験や社会体験事業の充実を図り、子どもの学びを広げる活動を展開してまいります。

成人・高齢者教育につきましては、生涯学習への意欲や関心が高まる中で、多様なニーズに応じた学習の機会を提供していくため、「町民大学講座」及び「大学公開講座」などを開催し、地域人材の育成に努めてまいります。

また、これら各種講座等で得た知識・技術などを児童生徒へ教示する取り組みを支援する「地域学校協働活動」と、学校と地域を結ぶ「コミュニティ・スクール」と連携し、教育活動の推進に取り組んでまいります。

2. 芸術・文化の振興

生きがいや心の豊かさをもたらす芸術・文化活動の推進につきましては、芸術・文化に親しむ機会を提供するとともに、各種団体による活動の奨励と支援に努めてまいります。

文化センターにつきましては、生涯学習の拠点施設として、各種サークル講座の開設や各種団体等による芸術・文化活動の発表の場として、適正な管理運営に努めてまいります。

木田金次郎美術館及び郷土館につきましては、各種企画展等を開催するなど、施設運営の充実にも努めてまいります。

文化財の保護につきましては、北海道指定文化財である東山遺跡及び町指定文化財の適正な保存管理に努めるとともに、新たな文化財の指定に向けた調査・検討を進めてまいります。

3. スポーツの振興

スポーツ活動は、青少年の健全育成や高齢者の生きがいとして、生涯にわたって親しまれることから、地域住民が積極的にスポーツ活動に参加できる環境の整備を行うとともに、スポーツ推進委員や各種競技団体と連携を図りながら、各種大会の開催など、スポーツの振興に努めてまいります。

また、スポーツ活動の拠点施設である、町民体育館や町民プールにつきましては、適正な施設の維持管理に努めてまいります。

むすび

教育委員会といたしましては、未来を担う子どもたちの健やかな成長と、町民の皆様が喜びを感じ心豊かな人生を送ることができる町づくりに向けて、学校・家庭・地域の連携と関係団体の協力をいただきながら教育行政を推進してまいります。

町民の皆様、そして議会の皆様並びに関係各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。